

令和5年7月13日(木曜日)

(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## 消費者教育授業の実施について

下記のとおり消費生活に関する授業を行います。

- 日 時 令和5年7月14日(金)13時50分～14時35分
- 開催場所 石川県立野々市明倫高等学校 体育館  
(野々市市下林3丁目309番地)
- 目的 民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。また、悪質商法などの消費者トラブルは後をたたず、近年は内容も一層多様化しています。  
このことから、今年度成人となる高校3年生に対し、成人となったら変わること、若者に多い消費者トラブルの事例、被害に遭った際の相談先などに関する授業を行い、消費者としての自覚を持ち、消費者市民社会の担い手として自分と社会を守ることができる賢い消費者を目指すよう呼び掛けます。
- 対象 野々市明倫高等学校3年生全生徒 239名
- 講師 適格消費者団体 NPO 法人消費者ネットワークいしかわ  
理事・事務局長 青海 万里子氏

### お問い合わせ先

市民協働課 消費生活センター 高井 TEL:227-6054

